

# 盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書

荒井商事株式会社 殿  
アライオートオークション仙台株式会社 殿

当社(私)は、荒井商事(株)、またはアライオートオークション仙台(株)が主催するアライオートオークション(以下、アライAAと言う)に出品した物品に関して、以下の事項に相違がないことを誓約します。

- (1) 下記物品の完全な所有権を有していること。
- (2) 下記物品が、盗難品、質権、差押、仮差押、抵当権、ローン中その他の対象となっていないこと。また、そのことをオークション出品前に確認していること。
- (3) 製造番号、あるいは車体番号の打刻があり、その改ざん等がないこと。  
もしくはコーションプレート等で製造番号、あるいは車体番号が確認でき、その改ざん等がないこと。

下記物品が上記(1)(2)(3)の内容に相反するものであった場合は、当社(私)は、下記物品の売買に関してアライAA、または落札者および転得者が支払った売買代金、その他一切の費用(キャンセルペナルティ含む)をアライAAに対し支払います。また、落札者等からアライAAに対して、損害賠償等の請求があったときは、当社(私)において、アライAAの責任を免れさせるものとし、アライAAが支弁した費用(賠償金、保証金等名称の如何を問わず、弁護士費用を含む)がある時は、その全額を賠償します。尚、違法車発覚時は、アライAA(警察機関)の指示に従います。

## 記

開催年月日:(Date of the auction) 平成 年 月 日	開催回数:(Number of the auction) 回開催	出品番号:(Vehicle No.) 番
メーカー:(Manufacture)		
型式:(Model)		
製造番号(車体番号): Serial Number (Identification Number)		

(Date)

平成 年 月 日

(POS No.)

会員番号:

(Company Name)

会社名(出品者):

(Seal)

印(社印)

\*この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、オークションに出品した機械・物品を成約した場合に、譲渡証明書と共に当該アライAAへ開催日を含む8日以内に提出をしなければなりません。但し、日本建設機械工業会発行の譲渡証明書を提出する場合または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた車両(機械)を成約した場合に限り、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出は不要と致します。

\*出品者が「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」と各証明書の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には書類規約第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。

また、その際の代金決済に関しては、規約第10章(車両代金の決済)第39条(代金等の決済)にもとづいて処理します。

\*「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は原本の提出をもって受け付けとします。